

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2026 年 8 月 31 日

株式会社ナック

2026 年 8 月 31 日

株式交換に係る事前開示事項

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号

株式会社ナック

代表取締役 川上 裕也

当社及び株式会社洋光（以下「洋光」といいます。）は、2026 年 8 月 28 日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、当社を株式交換完全親会社、洋光を株式交換完全子会社、効力発生日を 2026 年 10 月 1 日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

この書類は、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条の規定に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別添 1 の通りです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

別紙 2 の通りです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社（洋光）に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 の通りです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社（ナック）に関する事項

（1）最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象に関する事項

別紙 4 の通りです。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

当社及び洋光の 2026 年 10 月 1 日以後における債務の履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

以上

別紙 1 株式交換契約の内容

当社及び株式会社洋光が 2026 年 8 月 28 日に締結した株式交換契約の内容は、次の通りです。

株式交換契約書

株式会社ナック（以下「甲」）及び株式会社洋光（以下「乙」）は、本日、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」）を締結する。



第1条 （本株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条 （商号及び住所）

1. 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 甲（株式交換完全親会社）
商号 株式会社ナック
住所 東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号 新宿センタービル 42 階
 - (2) 乙（株式交換完全子会社）
商号 株式会社洋光
住所 千葉県市原市古市場 315 番地 1

第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」）における乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、乙の普通株式 1 株につき甲の普通株式 879 株の割合をもって割り当て、これを交付する。
2. 前項により甲が交付する甲の普通株式は、その全部を、甲が保有する自己株式の処分により交付する。
3. 前二項の規定に従って乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従いこれを処理する。



第4条 （甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

1. 本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、いずれも金 0 円とし、会社計算規則第 39 条の規定に従い算定される株主資本等変動額の全額を、その他資本剰余金の変動額とする。

第5条 （効力発生日）

1. 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」）は、2026年10月1日とする。
2. 甲及び乙は、本株式交換の手続の進行上の必要その他の事由により必要な場合には、協議し合意のうえ、効力発生日を変更することができる。

第6条 （本契約の承認）

1. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に基づき、株主総会の決議による本契約の承認を受ける。
2. 甲は、会社法第796条第2項本文により、株主総会の決議による本契約の承認を受けずに本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議による本契約の承認を受ける。

第7条 （剰余金の配当等）

1. 乙は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、本契約の締結日から効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当及び同期間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得を行わない。
2. 甲による剰余金の配当は、前項の定めにかかわらず、法令及び甲の定款に従いこれを行うことができる。ただし、本株式交換に係る割当比率の算定の前提と異なる剰余金の配当を行う場合には、甲及び乙は、割当比率の調整の要否について協議する。

第8条 （会社財産の変動）

1. 甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自己の事業の運営及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ相手方の書面による承諾を得たうえでこれを行う。

第9条 （本契約の変更及び解除）

1. 本契約の締結日から効力発生日までの間に、甲又は乙の財産の状態又は経営の状態に重大な変動が生じ若しくは明らかとなった場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意のうえ、本契約を変更し、又は解除することができる。
2. 前項にかかわらず、甲は、効力発生日の前日までに次の各号のいずれかに該当したときは、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。
 - (1) 乙が本契約に基づく義務に違反し、甲が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内にこれが是正されないとき
 - (2) 乙の財産の状態又は経営の状態に重大な変動が生じ、又は明らかとなったとき

- (3) 乙について、支払の停止若しくは支払不能の状態が生じ、又は破産手続開始、民事再生手続開始その他の倒産手続開始の申立てがなされたとき
- (4) 本株式交換の実行に必要な手続が効力発生日の前日までに完了せず、又は完了する見込みがないと合理的に認められるとき
- (5) 本株式交換の実行を制限し又は禁止する法令、判決、決定、命令又は行政機関の処分が存在するに至ったとき

第10条 (本契約の効力)

- 1. 本契約は、効力発生日の前日までに次の各号のいずれかに該当した場合には、その効力を失う。
 - (1) 第6条第1項の乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合
 - (2) 第6条第2項ただし書に該当する場合において、甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合
 - (3) 前条に基づき本契約が解除された場合
 - (4) 法令に定める本株式交換の手続が完了しない場合

第11条 (準拠法及び裁判管轄)

- 1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2. 本契約に関連する甲と乙との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 (協議)

- 1. 本契約に定めのない事項又は本契約の内容について疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを解決する。

(以下、本頁余白)

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙が各自記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2026 年 8 月 28 日

甲（株式会社交換完全親会社）

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号

新宿センタービル 42 階

株式会社ナック

代表取締役社長 川上 裕也



乙（株式会社交換完全子会社）

千葉県市原市古市場 315 番地 1

株式会社洋光

代表取締役 小泉 高広





別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項

当社は、本株式交換に関して、会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めに関する事項について、次のように判断しております。

1. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	株式会社洋光 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率 (本株式交換比率)	1	879
株式交換により交付する株式数	当社普通株式：351,600株(予定)	

(注1) 洋光の株式1株に対して、当社普通株式879株を割当て交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議し合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社普通株式の数は351,600株となります。なお、当該交付に係る全ての株式について、当社が保有する自己株式を充当する予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換における株式交換比率の決定にあたり、その公平性及び妥当性を確保するため、当社及び株式会社洋光から独立した第三者算定機関である株式会社クリフィックスFASに株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社は、株式会社クリフィックスFASによる算定結果を参考に、株式会社洋光に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、両社の財務状況、業績動向及び将来の見通し等を総合的に勘案のうえ、株式会社洋光との間で慎重に協議及び交渉を重ねてまいりました。

その結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったことから、本日開催の両社の取締役会において本株式交換比率により本株式交換を実施することを決議し、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の前提となった諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社で協議の上、変更することがあります。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

株式会社クリフィックスFASは、当社及び洋光から独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 算定の概要

株式会社クリフィックス FAS は、当社については東京証券取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を採用し、株式会社洋光については非上場会社であることから将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）を採用して株式価値の算定を行いました。

市場株価法では、2026 年 8 月 27 日を算定基準日として、東京証券取引所における当社普通株式の算定基準日の終値並びに算定基準日までの直近 1 か月間、直近 3 か月間及び直近 6 か月間の終値単純平均値を採用しております。

DCF 法では、2027 年 3 月期から 2031 年 3 月期までの事業計画を基礎として、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率により現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を算定いたしました。

各評価手法による算定結果は、以下のとおりです。

採用手法		1 株あたり株式価値		株式交換比率のレンジ
当社	洋光	当社	洋光	
市場株価法	DCF 法	516～530 円	436,699～467,790 円	824～907

なお、当該事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

株式会社クリフィックス FAS は、株式価値の算定に際して、当社及び株式会社洋光から提供を受けた情報並びに一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にその正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及び株式会社洋光の資産及び負債（簿外資産及び簿外負債その他偶発債務を含みます。）について独自の評価又は査定を行っておりません。

2. 本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して当社の資本金及び準備金の額は変動いたしません。

上記は、機動的な資本政策を実現すべく、会社計算規則及びその他公正な会計基準等に基づき定めており、相当であると判断しております。

別紙 3 株式会社洋光の最終事業年度（2025 年 7 月 31 日）に係る計算書類等の内容

貸借対照表

代表者 小泉 高広

令和 7 年 7 月 31 日現在

(単位: 円)

科 目	前 期 額	構成比	決 算 額	構成比
(資 産 の 部)				
I 流 動 資 産	(106,357,386)	(33.8)	(80,627,282)	(28.1)
現金及び預金	78,883,531	25.1	54,365,895	19.0
売掛金	17,327,157	5.5	13,574,395	4.7
棚卸資産	3,381,042	1.1	3,280,111	1.1
前払費用	167,204	0.1	89,428	0.0
未収金	612,314	0.2	1,980,191	0.7
未払金	1,315,019	0.4	1,611,780	0.6
未払消費税等	0	0.0	1,408,587	0.5
貸倒引当金	4,779,840	1.5	4,405,460	1.5
	△ 108,721	0.0	△ 88,565	0.0
II 固 定 資 産	(208,284,252)	(66.2)	(205,983,460)	(71.8)
有形固定資産	(206,920,736)	(65.7)	(204,763,994)	(71.4)
建物	15,410,447	4.9	14,414,010	5.0
構築物	2,097,895	0.7	1,875,250	0.7
機械・運搬具	132,859	0.0	99,645	0.0
車両・船舶	1	0.0	1	0.0
工具・器具・備品	925,510	0.3	616,682	0.2
建設仮勘定	1,060,885	0.3	958,091	0.3
土地	186,397,890	59.2	186,397,890	65.0
リース資産	810,400	0.3	360,000	0.1
一括償却資産	84,849	0.0	42,425	0.0
無形固定資産	(635,280)	(0.2)	(635,280)	(0.2)
電話加入権	635,280	0.2	635,280	0.2
投資その他の資産	(728,236)	(0.2)	(584,186)	(0.2)
出資	20,000	0.0	20,000	0.0
長期前払費用	708,236	0.2	564,186	0.2
III 繰 延 利 子 債 権	(200,000)	(0.1)	(200,000)	(0.1)
	200,000	0.1	200,000	0.1
資 産 の 部 合 計	314,841,638	100.0	286,810,742	100.0

(単位:円)

科 目	前 期 額	構成比	決 算 額	構成比
(負 債 の 部)				
I 流 動 負 債 金	(43,050,798)	(13.7)	(29,057,826)	(10.1)
買 掛 金	8,871,531	2.8	7,490,442	2.6
1年以内返済長期借入金	18,000,000	5.7	8,849,000	3.1
未払消費税等	12,999,280	4.1	11,368,894	4.0
未払法人税等	965,700	0.3	155,000	0.1
未払消費税等	1,827,700	0.6	745,900	0.3
預 り 金	386,587	0.1	448,590	0.2
II 固 定 負 債 金	(21,981,240)	(7.0)	(12,148,400)	(4.2)
長期借入金	20,168,000	6.4	11,319,000	3.9
長期未払金	1,813,240	0.6	829,400	0.3
負 債 の 部 合 計	65,032,038	20.7	41,206,226	14.4
(純 資 産 の 部)				
I 株 主 資 本 金	(249,809,600)	(79.3)	(245,604,516)	(85.6)
1. 資 本 金	20,000,000	6.4	20,000,000	7.0
2. 資 本 剰 余 金	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
3. 利 益 剰 余 金	(229,809,600)	(73.0)	(225,604,516)	(78.7)
(1) 利 益 準 備 金	2,300,000	0.7	2,400,000	0.8
(2) そ の 他 利 益 剰 余 金	(227,509,600)	(72.3)	(223,204,516)	(77.8)
繰 越 利 益 剰 余 金	227,509,600	72.3	223,204,516	77.8
II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
III 新 株 予 約 権	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
純 資 産 の 部 合 計	249,809,600	79.3	245,604,516	85.6
負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	314,841,638	100.0	286,810,742	100.0

損益計算書

令和 6 年 8 月 1 日から
令和 7 年 7 月 31 日まで

(単位:円)

科 目	前 期 額	構成比	決 算 額	構成比
I 売上高	(314,050,146)	(100.0)	(251,449,539)	(100.0)
売上高	314,050,146	100.0	251,449,539	100.0
II 売上原価	(131,117,598)	(41.8)	(98,969,122)	(39.4)
期首仕入れ	4,502,822	1.4	3,381,042	1.3
仕入れ高	130,155,935	41.4	99,035,911	39.4
仕入れ高計	134,658,757	42.9	102,416,953	40.7
他勘定振替	160,117	0.1	169,020	0.1
他期末たな卸	3,381,042	1.1	3,278,811	1.3
売上総利益	182,932,548	58.2	152,480,417	60.6
III 販売費及び一般管理費	(177,860,390)	(56.6)	(156,632,196)	(62.3)
販売費及び一般管理費	177,860,390	56.6	156,632,196	62.3
営業利益 (損失)	5,072,158	1.6	△ 4,151,779	1.7
IV 営業外収益	(1,570,405)	(0.5)	(1,072,747)	(0.4)
受取利息割引料	820	0.0	39,910	0.0
貸倒引当金戻入	0	0.0	20,156	0.0
雑収入	1,569,585	0.5	1,012,681	0.4
V 営業外費用	(805,773)	(0.3)	(466,135)	(0.2)
支払利息	290,843	0.1	223,550	0.1
雑損	514,930	0.2	242,585	0.1
経常利益 (損失)	5,836,790	1.9	△ 3,545,167	1.4
VI 特別利益	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)
VII 特別損失	(2)	(0.0)	(0)	(0.0)
固定資産除却損	2	0.0	0	0.0
税引前当期純利益 (損失)	5,836,788	1.9	△ 3,545,167	1.4
法人税、住民税及び事業税	1,815,419	0.6	310,000	0.1
過年度法人税等	0	0.0	-650,083	-
当期純利益 (損失)	4,021,369	1.3	△ 3,205,084	1.3

別紙 4 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象に関する事項
(会社法施行規則第 193 条第 4 号イ)

当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象は下記のとおりです。

1. 自己株式の取得

当社は 2026 年 5 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得に係る事項を決議し、2026 年 5 月 18 日に取得を実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

資本効率改善による企業価値向上を期待しております。

なお、今回取得した自己株式につきましては、M&A や従業員向け譲渡制限付株式報酬制度 (RS) での活用、自己株式の消却など、企業価値の向上に資する最適な活用方法を検討してまいります。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類	当社普通株式
② 取得した株式の総数	1,455,000 株 (発行済み株式総数(自己株式を除く)に対する割合 3.46%)
③ 株式の取得価格の総額	744,960,000 円
④ 取得日	2026 年 5 月 18 日

2. 自己株式の消却

当社は 2026 年 7 月 24 日開催の取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づき自己株式を消却することを決議し、2026 年 7 月 31 日に消却を実施いたしました。

(1) 消却に係る事項の内容

① 消却対象株式の種類	当社普通株式
② 消却した株式の総数	3,000,000 株 (消却前の発行済み株式総数に対する割合 6.4%)
③ 消却実施日	2026 年 7 月 31 日
④ 消却後の発行済み株式総数	43,613,500 株

以上